

令和4年度

新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する調剤支援事業

募集要項

事業対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

令和4年12月【改訂】
兵庫県保健医療部薬務課

1 事業概要

(1) 趣旨

自宅や福祉施設等において待機・療養（以下、「自宅療養等」という）を行っている新型コロナウイルス感染症患者に対し、往診を行った医療機関が発行した院外処方箋に基づき調剤及び服薬指導を行った薬局を支援することにより、医療提供体制の整備を図り、自宅療養者等が安心できる環境を確保し、新型コロナウイルス感染症への医療提供体制の充実を図るため、当該薬局へ調剤及び服薬指導の経費等に対して協力を交付します。

(2) 交付対象者

無症状・軽症等で自宅療養等をしている者に対し、往診を行った医師からの院外処方箋により、調剤及び服薬指導を行った薬局

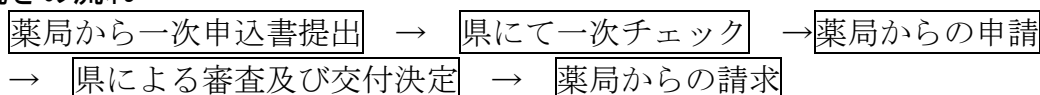
※但し、保健所等から受診勧奨のあった者に限る。

※R4.10.1以降、往診を行った医師からの院外処方箋に限る。

(3) 支援内容

- ・支援額 保健所等からの受診勧奨に対して往診を行った医師の院外処方箋による調剤等に対して 1日あたり10,000円
- ・支援期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 手続きの流れ



3 申請手続き等

協力の交付を円滑に実施するため昨年度から手続き方法を変更しています。

別紙「一次申込み等の方法」に従い、(1)①一次申込書のみ提出してください。(1)②～⑦については、一次チェック後、当課から個別に連絡します。

(1) 申請に必要な書類

- ①一次申込書（必須）
- ②補助金交付申請書（必須）
- ③収支予算書
- ④調剤対象患者一覧（必須）
- ⑤誓約書（必須）
- ⑥調剤済み処方箋のコピー（必要に応じて提出※）
※これまですべて提出していただきましたが、今後は保健所等からの受診勧奨を確認できた者のみ別途提出を依頼します。
- ⑦委任状（必要に応じて提出）※詳細は「①申請者基本情報」の様式をご確認下さい。

(2) 申請受付期間

- 第1回：令和4年5月2日（月曜日）～5月31日（火曜日）〔4月1日～4月30日実績分〕
第2回：令和4年6月1日（水曜日）～6月30日（木曜日）〔5月1日～5月31日実績分〕
第3回：令和4年7月1日（金曜日）～7月29日（金曜日）〔6月1日～6月30日実績分〕
第4回：令和4年8月1日（月曜日）～8月31日（水曜日）〔7月1日～7月31日実績分〕
第5回：令和4年9月1日（木曜日）～9月30日（金曜日）〔8月1日～8月31日実績分〕
第6回：令和4年10月3日（月曜日）～10月31日（月曜日）〔9月1日～9月30日実績分〕
第7回：令和4年11月1日（火曜日）～11月30日（水曜日）
〔10月1日～10月31日実績分〕
第8回：令和4年12月1日（木曜日）～12月28日（水曜日）
〔11月1日～11月30日実績分〕
第9回：令和5年1月4日（水曜日）～1月31日（火曜日）〔12月1日～12月31日実績分〕
第10回：令和5年2月1日（水曜日）～2月10日（金曜日）〔1月1日～1月31日実績分〕
第11回：令和5年3月1日（水曜日）～3月10日（金曜日）〔2月1日～2月28日実績分〕
第12回：令和5年4月1日（土曜日）～4月10日（月曜日）〔3月1日～3月31日実績分〕

(3) 審査（兵庫県保健医療部薬務課にて実施）

申請書類受理後に、内容の確認及び保健所が別途作成する「受診勧奨患者リスト」と相違がないこと等を審査します。

4 請求手続き

(1) 請求に必要な書類

①補助金請求書（必須）

審査完了後、交付決定の通知を行いますので、通知が届きましたら速やかに補助金請求書を下記の宛先まで提出して下さい。その後、登録いただいた口座に振り込みを行います。

《注意事項》

- 申請・請求内容に不足・不備があった場合は、内容を修正のうえ、再提出して下さい。
- 申請・請求書類については、必要な書類を全て揃えた上、メールで提出をして下さい。

※委任状の提出が必要な場合はレターパック郵送で提出して下さい。

メールでの提出先 : chozai@pref.hyogo.lg.jp